

# インド特許法の基礎(第38回)

## ～審決・判例(4)～

河野特許事務所  
弁理士 安田 恵

### 1. ENERCON INDIA LTD. Vs. ALOYS WOBLEN.

【事件番号】 ORA No.20/2009/PT/CH

【審決日】 2010年11月18日

【出願番号】 1933/CHENP/2003

【登録番号】 201910

【関連条文】 第3条(k)<sup>1</sup>

【キーワード】 アルゴリズム

【ポイント】 技術的プロセスを制御又は実行するための所定のプログラムに従って動作するように設定されたコンピュータに関連する又はこれを対象とする技術的プロセス制御は、コンピュータプログラムそれ自体又はアルゴリズムのような一組の手順の規則に関連するものと見なすことはできない。

### 2. 事実関係

#### (1) 手続きの経緯

出願人は、ドイツ特許出願(特願番号DE10127451.3、優先日2001年6月7日)に基づいて国際出願を行い(PCT/EP2002/04485)、本出願は、発明の名称を「風力タービンの制御方法及び風力タービン(METHOD FOR CONTROLLING A WIND TURBINE AND A WIND TURBINE)」として、2003年12月5日、インドへ国内移行され、2006年8月17日に登録された。原告は、本件特許に対して、新規性、非自明性、特許適格性(第64条(1)(d)、第3条(k))及び明確性要件等の特許性要件違反を根拠に特許無効審判を請求した(第117D条)。以下、特許適格性要件に絞って説明する。

#### (2) 本件発明の内容

本件特許出願の請求項1に係る発明の要旨(仮訳)は以下の通りである。

##### 【請求項1】

風力タービンの制御方法であって、少なくとも1つの動作設定は予め規定された範囲内で変更

---

#### 1 第3条 発明でないもの

次に掲げるものは、本法の趣旨に該当する発明とはしない。

(k)数学的若しくは営業の方法、又はコンピュータ・プログラムそれ自体若しくはアルゴリズム